

福岡県公報

平成19年12月28日
第2768号

目次

告示(第2466号 - 第2476号)

土地改良事業の認可	(農地計画課) 2
水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定の一部改正	(河川課) 2
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 2
保安林予定森林の所在場所等	(治山課) 2
市街地再開発組合の理事長の氏名及び住所の届出	(都市計画課) 3
道路の区域の変更	(道路維持課) 3
道路の供用の開始	(道路維持課) 3
保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(治山課) 3
土地改良区の役員の退任	(農地計画課) 4
救急病院の認定	(医療指導課) 4
福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し	(出納事務局) 4
公 告		
意見募集の結果の公示	(自然環境課) 4
意見募集の結果の公示	(住宅課) 4
意見募集の結果の公示	(住宅課) 5
意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(子育て支援課) 5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 5
建設業の営業の一部停止	(建築指導課) 7
一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 9

選挙管理委員会

政治団体の設立届	(地方課)11
政治団体の届出事項の異動届	(地方課)12
政治団体の解散届	(地方課)13
資金管理団体の指定届	(地方課)14
資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課) 14
資金管理団体の指定取消届	(地方課)15

公安委員会

猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)16
猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)16

雑 報

西日本宝くじの発売条件等	(財政課)17
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)17
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)18
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)19
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)19
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)20
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)20
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)21
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)21
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)22
西日本宝くじの発売条件等	(財政課)23
西日本宝くじの発売	(財政課)23
西日本宝くじの発売	(財政課)23
西日本宝くじの発売	(財政課)24
西日本宝くじの発売	(財政課)24
西日本宝くじの発売	(財政課)24
西日本宝くじの発売	(財政課)25

西日本宝くじの発売 (財 政 課)25
 西日本宝くじの発売 (財 政 課)26
 西日本宝くじの発売 (財 政 課)26
 西日本宝くじの発売 (財 政 課)26
 西日本宝くじの発売 (財 政 課)27

告 示

福岡県告示第2466号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業を認可したので、同条第11項の規定により公告する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

土地改良区名	事 業 名	認 可 年 月 日
糸島郡志摩町土地改良区	農業用ため池整備事業 (脇地区)	平成19年11月16日

福岡県告示第2467号

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（平成18年3月福岡県告示第643号）の一部を次のように改正する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

「筑紫野市」の次に「、大野城市」を、「宗像市」の次に「、太宰府市、前原市」を、「那珂川町」の次に「、宇美町、篠栗町、志免町、粕屋町」を、「遠賀町」の次に「、小竹町」を、「添田町」の次に「、糸田町」を、「大任町」の次に「、赤村」を加える。

福岡県告示第2468号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
糟屋郡久山町大字久原字花木原111の2、111の15、字首羅136の1、138の1
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2469号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
太宰府市三条二丁目598の1、1456の1、1463の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

598の1・1456の1・1463の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2470号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、西小倉駅前第一地区市街地再開発組合から理事長の氏名及び住所の届出があったので、同条第2項の規定により次のように公告する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 理事長の氏名

毛利 一彦

2 理事長の住所

北九州市小倉北区室町二丁目9番20号

福岡県告示第2471号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	県道	才田 筑前内野線 停車場	前	嘉穂郡桂川町大字内山田 838番2先から 同郡同町大字内山田507 番1先まで	8.4 ～ 43.6	524.1
			後	同上	9.0 ～ 43.6	524.1

福岡県告示第2472号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年12月28日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	才田 筑前内野線 停車場	嘉穂郡桂川町大字内山田838番2先から 同郡同町大字内山田696番先まで

福岡県告示第2473号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をしますので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成2年6月25日福岡県告示第951号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2474号

三潆南部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

退任理事

氏 名	住 所
椛 島 一 男	柳川市南浜武314番地1

福岡県告示第2475号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院、救急診療所を次のように認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

病 院 の 名 称	所 在 地	有 効 期 間
医療法人社団三誠会ひまわり病院	糟屋郡粕屋町大字仲原88 - 1	平成20年1月1日から平成22年7月31日まで

福岡県告示第2476号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙

条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	取消年月日
86	福岡市博多区博多駅東2丁目4番31号 第5岡部ビル4F 社団法人福岡県警備業協会	北九州市門司区小森江3丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター内	平成19年12月28日

公 告

公告

福岡県公害紛争処理条例施行規則の一部を改正する規則案について、平成19年10月22日から平成19年11月21日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、原案のとおり平成19年12月28日に公布しました。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

環境部自然環境課環境影響審査係

電話：092 - 643 - 3368

メールアドレス：shizen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成19年9月18日から平成19年10月18日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、原案のとおり平成19年12月3日に公布しました。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

建築都市部住宅課民間住宅係

電話：092 - 643 - 3731

メールアドレス：jutaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく「申請に対する処分」に係る審査基準及び標準処理期間の一部改正案について、平成19年9月18日から平成19年10月18日までの間、ご意見を募集しました。

その結果、提出されたご意見はありませんでしたので、原案のとおり平成19年12月3日に公布しました。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

問い合わせ先

建築都市部住宅課民間住宅係

電話：092 - 643 - 3731

メールアドレス：jutaku@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県認定こども園の認定基準に関する条例施行規則（平成18年福岡県規則第77号）の改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健福祉部子育て支援課に備え置きます。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見公募手続を実施しなかった理由

学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の制定に伴い、学校教育法の条が繰り上げられたため、規則中に引用する学校教育法の条を繰り上げるものである（福岡県行政手続条例第37条第4項第8号及び福岡県行政手続条例施行規則第9条第1項に該当）ため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成19年12月28日

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 処分をした年月日

平成19年12月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
中園土木	久留米市城島町浜541 - 1	中園 秀男	平成18年1月25日 福岡県知事許可（特・般 - 17） 第53651号
田島組	久留米市城島町江上本1529 - 1	田島 健一	平成15年8月12日 福岡県知事許可（般 - 15） 第67053号
株式会社田中建設	久留米市城島町江上上281 - 1	田中 仁	平成18年7月19日 福岡県知事許可（般 - 18） 第101031号
市川技建工業株式会社	久留米市城島町六町原323 - 1	市川 公彦	平成17年5月31日 福岡県知事許可（般 - 17） 第52816号

倉重建設	久留米市城島町下青木486 - 3	倉重 誠二	平成19年10月23日 福岡県知事許可（般 - 19） 第90735号
株式会社マン ダイ	久留米市城島町下田322 - 3	万代 幸典	平成19年12月9日 福岡県知事許可（般 - 19） 第57904号
株式会社テッ ド	久留米市城島町四郎丸152 - 1	池松 浩	平成18年6月20日 福岡県知事許可（般 - 18） 第19291号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

ア 中園土木

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

イ 田島組

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

ウ 株式会社田中建設

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

エ 市川技建工業株式会社

平成19年12月28日から平成20年2月25日までの60日間

オ 倉重建設

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

カ 株式会社マンダイ

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

キ 株式会社テッド

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

4 処分の原因となった事実

(1) 中園土木の代表者及び社員は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から、同社の代表者は罰金50万円、社員は罰金10万円の略式命令を受け、平成19年4月28日及び同年5月2日にその刑がそれぞれ確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(2) 田島組の代表者及び社員は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から、同社の代表者は罰金40万円、社員は罰金10万円の略式命令を受け、平成19年4月28日にその刑がそれぞれ確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(3) 株式会社田中建設の代表取締役は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年4月28日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(4) 市川技建工業株式会社の取締役は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年4月28日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(5) 倉重建設の代表者は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用

用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年4月28日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(6) 株式会社マンダイの代表取締役は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年4月28日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

(7) 株式会社テッドの代表取締役は、平成18年10月20日施行の久留米市発注に係る「1号農業用排水施設整備工事（1工区）」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共に共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、平成19年5月2日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、建設業の営業の一部を停止したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻生 渡

1 処分をした年月日

平成19年12月18日

2 処分を受けた者の商号等

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
玉井設備	久留米市城島町六町原351-2	矢田貝 昌宏	平成19年3月23日 福岡県知事許可（般-18） 第72456号

有限会社ネットワーク	久留米市城島町西青木22-1	堀 久夫	平成17年1月24日 福岡県知事許可（般-16） 第99672号
有限会社エース工業	久留米市安武町安武本2729-7	相田 祐二	平成18年5月10日 福岡県知事許可（般-18） 第90959号
富田住設	久留米市城島町四郎丸215-1	富田 清一	平成17年2月22日 福岡県知事許可（般-16） 第47111号
塚本商店	久留米市城島町城島243	塚本 正紀	平成17年6月1日 福岡県知事許可（般-17） 第99933号
有限会社尾形設備	久留米市三潆町西牟田66-3	尾形 敏文	平成17年7月12日 福岡県知事許可（般-17） 第93959号
株式会社国益	久留米市野中町140-15	山下 健一	平成18年9月25日 福岡県知事許可（般-18） 第63490号
株式会社梅野工務店	久留米市高良内町2944-81	戸田 公美子	平成17年7月30日 福岡県知事許可（般-17） 第3668号

3 処分の内容 建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の一部の停止

(1) 停止を命じる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、次のア又はイに該当する建設工事に係る営業

ア 国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注するもの

イ 建設費について、国又は地方公共団体の補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれに類するものをいう。）の交付を受けているもの（アに該当するものを除く。）

(2) 停止期間

ア 玉井設備

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

イ 有限会社ネットワーク

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

ウ 有限会社エース工業

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

エ 富田住設

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

オ 塚本商店

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

カ 有限会社尾形設備

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

キ 株式会社国益

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

ク 株式会社梅野工務店

平成19年12月28日から平成20年3月26日までの90日間

4 処分の原因となった事実

- (1) 玉井設備の代表者は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成19年2月15日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- (2) 有限会社ネットワークの代表取締役は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金50万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。
- (3) 有限会社エース工業の代表取締役は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る

「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

- (4) 富田住設の代表者は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

- (5) 塚本商店の代表者は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

- (6) 有限会社尾形設備の代表取締役は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

- (7) 株式会社国益の代表取締役は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

- (8) 株式会社梅野工務店の代表取締役は、平成18年7月7日施行の久留米市発注に係る「城島総合支所西水道管改良工事」の指名競争入札に際し、他の入札参加業者らと共謀の上、談合を行ったことにより、久留米簡易裁判所から罰金40万円の略式命令を受け、平成19年2月20日にその刑が確定した。このことは、建設業法第28条第1項第2号及び第3号に該当する。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年12月28日

福岡県知事 麻 生 渡

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

ストレスチェックシステムサーバ等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成20年3月1日から平成25年2月28日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部警務部厚生課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年1月17日現在において、次の条件を全て満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA又はA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められるもの。

(3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

(4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供でき

ること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部総務部会計課

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2243

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 平成19年12月28日（金）から平成20年1月16日（水）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時30分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札説明会の開催

(1) 日時

平成20年1月11日（金） 午後2時00分

(2) 場所

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部視聴覚室（地下1階西側）

(3) 参加申込方法

平成20年1月10日（木）午後6時00分までに4の部局に電話で申込み

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限
平成20年1月17日(木) 午後6時00分
- (2) 提出場所
4の部局とする。
- (3) 提出方法
直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。提出期限内必着)で行う。

10 開札の日時及び場所

- (1) 日時
平成20年1月18日(金) 午前10時00分
- (2) 場所
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県警察本部入札室(地下1階北側)
- (3) その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。

11 予定価格を下回る入札がない場合の措置

開札をした場合において予定価格を下回る入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合においては直ちにその場で、それ以外の場合にあつては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

- (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。
なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が受領期限までに納付されず、又は12の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第168号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受 付 期 間 平成19年11月1日～11月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
民主党福岡県第2区総支部	稲 富 修 二	矢 壁 英 一	福岡市中央区大名2丁目9-5 グランドビル2F	平成19年11月29日

(1 団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
あめもり正二郎後援会	野 中 稔	角 田 昭一郎	八女郡広川町大字川上300 雨森喜美男宅	平成19年11月12日
岩木久明後援会	岩 木 久 明	岩 木 久 太	宗像市自由ヶ丘南2丁目8-11	平成19年11月1日
おおむた市民党 未来へつなく道の会	吉 田 康 孝	田 島 哲 也	大牟田市今山2590	平成19年11月6日
絆 の 会	中 島 公	田 中 隆 基	大牟田市宝坂町1丁目1-19	平成19年11月9日

(4 団体)

福岡県選挙管理委員会告示第169号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年11月1日～11月30日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党甘木朝倉支部	主たる事務所の所在地	朝倉市菩提寺476 - 2	甘木市大字菩提寺476 - 2	平成19年11月15日	平成19年11月16日
自由民主党小倉北支部	代 表 者	新 宮 松 比 古	自 見 庄 三 郎	平成19年11月27日	平成19年11月27日
自由民主党福岡県朝倉市第一支部	団 体 名 称	自由民主党福岡県朝倉市第一支部	自由民主党福岡県甘木市第一支部	平成19年11月21日	平成19年11月26日
	主たる事務所の所在地	朝倉市菩提寺476 - 2	甘木市大字菩提寺476 - 2	平成18年3月20日	
民主党福岡県第9総支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区西本町4丁目18 - 30 1 F	北九州市八幡西区則松6丁目5 - 10	平成19年11月13日	平成19年11月14日
	代 表 者	緒 方 林 太 郎	松 本 龍		

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
池 浦 順 文 後 援 会	主たる事務所の所在地	福津市若木台1丁目7 - 9	福津市中央1丁目14 - 8	平成19年8月10日	平成19年11月12日
い な と み 修 二 後 援 会	会 計 責 任 者	矢 壁 英 一	古 屋 伴 朗	平成19年11月30日	平成19年11月30日
井 上 寿 義 後 援 会	主たる事務所の所在地	八女市上陽町北川内278 - 3	八女市上陽町上横山4682 - 1	平成19年11月10日	平成19年11月16日

	会 計 責 任 者	久 間 千 徳	井 上 寿 義		
大 久 保 た え 子 後 援 会	団 体 名 称	大 久 保 た え 子 後 援 会	船 越 妙 子 後 援 会	平成19年11月26日	平成19年11月26日
	主たる事務所の所在地	春日市桜ヶ丘3丁目73-1-102	春日市桜ヶ丘3丁目73-1		
	代 表 者	大 久 保 妙 子	鐘 ヶ 江 順 子		
太 田 英 二 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区鳥飼6丁目15-33-205	福岡市城南区鳥飼5丁目7-1-104号	平成19年5月1日	平成19年11月15日
春 陽 会	主たる事務所の所在地	春日市一の谷1丁目85 第2的野ビル205	春日市岡本2丁目88-1	平成19年11月1日	平成19年11月1日
田 中 浩 二 後 援 会	主たる事務所の所在地	嘉麻市下白井974-2	飯塚市忠隈403-4	平成19年11月29日	平成19年11月29日
中 願 寺 す み た か 応 援 団	主たる事務所の所在地	福岡市南区玉川町20-5-302	福岡市城南区片江1丁目4-33-203	平成19年11月19日	平成19年11月19日
中 島 恒 樹 後 援 会	主たる事務所の所在地	三井郡大刀洗町大字富多1223-19	三井郡大刀洗町大字富多1245-12	平成19年11月8日	平成19年11月8日
	代 表 者	中 村 忠 徳	平 田 敏 治		
福岡県農政連八女支部黒木地区	会 計 責 任 者	堤 和 俊	吉 田 健 一	平成19年11月1日	平成19年11月2日
福岡県農政連八女支部矢部地区	会 計 責 任 者	原 島 隆 雄	古 川 恒 夫	平成19年11月20日	平成19年11月29日
み す み 公 仁 隆 後 援 会	会 計 責 任 者	安 河 内 佐 俊	吉 田 省 吾	平成19年9月1日	平成19年11月26日

(12団体)

福岡県選挙管理委員会告示第170号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年11月1日～11月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政 治 団 体 の 名 称	解 散 年 月 日	届 出 年 月 日
い な な が 信 英 後 援 会	平成19年11月29日	平成19年11月29日
上 島 登 美 子 後 援 会	平成19年11月22日	平成19年11月26日
大 里 た か あ き 後 援 会	平成19年11月22日	平成19年11月30日

大西勇後援会	平成19年5月1日	平成19年11月20日
金澤久芳後援会	平成19年11月3日	平成19年11月21日
佐藤よしとし後援会	平成19年11月20日	平成19年11月20日
高島末吉後援会	平成19年7月31日	平成19年11月27日
中村孝三後援会	平成19年10月31日	平成19年11月6日
中村忠徳後援会	平成19年10月31日	平成19年11月8日
樋口俊朗後援会	平成19年10月31日	平成19年11月5日
福田康男後援会	平成19年11月13日	平成19年11月20日
まなべ恵子と未来をつくる会	平成19年11月7日	平成19年11月9日
万野勝徳後援会	平成19年11月26日	平成19年11月26日
柳池要之助後援会	平成19年11月18日	平成19年11月22日

山口はるな後援会	平成19年10月31日	平成19年11月20日
やまなか正治後援会	平成19年11月20日	平成19年11月26日
吉田猛虎後援会	平成19年1月24日	平成19年11月26日

(17団体)

福岡県選挙管理委員会告示第171号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月28日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成19年11月1日～11月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
岩木久明	宗像市議会議員	岩木久明後援会	宗像市自由ヶ丘南2丁目8-11	岩木久明	平成19年11月1日	平成19年11月1日

(1団体)

福岡県選挙管理委員会告示第172号

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月28日

受付期間 平成19年11月1日～11月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
池 浦 順 文	福 津 市 長	池 浦 順 文 後 援 会	主たる事務所の所在地	福津市若木台1丁目7-9	福津市中央1丁目14-8	平成19年8月10日	平成19年11月12日
井 上 寿 義	八 女 市 議 会 議 員	井 上 寿 義 後 援 会	主たる事務所の所在地	八女市上陽町北川内278-3	八女市上陽町上横山4682-1	平成19年11月10日	平成19年11月16日
太 田 英 二	福 岡 市 議 会 議 員	太 田 英 二 後 援 会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区鳥飼6丁目15-33-205	福岡市城南区鳥飼5丁目7-1-104号	平成19年5月1日	平成19年11月15日
田 中 浩 二	福 岡 県 議 会 議 員	田 中 浩 二 後 援 会	主たる事務所の所在地	嘉麻市下臼井974-2	飯塚市忠隈403-4	平成19年11月29日	平成19年11月29日
堀 宏 行	福 岡 県 議 会 議 員	宏 志 会	主たる事務所の所在地	福岡市城南区別府3丁目2-3緒方ビル203	福岡市城南区片江4丁目13-20コーポ鶴田301	平成19年8月23日	平成19年11月20日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第173号

平成19年12月28日

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成19年11月1日～11月30日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
大 串 由 美	北 九 州 市 議 会 議 員	大 串 由 美 と と も に 歩 む 会	大 串 由 美	平成19年10月10日	平成19年11月15日
佐 藤 義 敏	大 野 城 市 議 会 議 員	佐 藤 よ し と し 後 援 会	佐 藤 義 敏	平成19年11月20日	平成19年11月20日
中 村 孝 三	福 岡 県 議 会 議 員	中 村 孝 三 後 援 会	中 村 孝 三	平成19年10月31日	平成19年11月6日
檜 崎 欣 弥	衆 議 院 議 員	檜 の 木 会	檜 崎 欣 弥	平成19年11月26日	平成19年11月29日

真 鍋 恵 子	福 津 市 議 会 議 員	ま な べ 恵 子 と 未 来 を つ く る 会	真 鍋 恵 子	平成19年11月7日	平成19年11月9日
山 口 は る な	福 岡 市 議 会 議 員	山 口 は る な 後 援 会	山 口 は る な	平成19年10月31日	平成19年11月20日

(6団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第466号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年12月28日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成20年1月25日（金）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

北九州市戸畑区汐井町2番1号 戸畑警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時 間	科 目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第467号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年12月28日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成20年1月24日（木） 13:30～16:30	八女郡黒木町大字桑原248番地1 黒木警察署 会議室	黒木警察署

平成20年1月25日(金) 13:30~16:30	北九州市小倉南区若園5丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
平成20年1月30日(水) 13:30~16:30	筑紫野市上古賀1丁目1番1号 筑紫野警察署 会議室	筑紫野警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真(申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの)2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第36号

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1870回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1870回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
- 及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5

- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
10万通 50組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年1月10日から
平成20年1月23日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年1月25日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年1月30日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	98本
2 等	1,000,000円	10本
3 等	100,000円	100本
4 等	30,000円	500本
5 等	5,000円	5,000本
6 等	1,000円	50,000本
7 等	100円	500,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第37号

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1871回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1871回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年1月24日から
平成20年1月30日まで
- 6 抽せん日 平成20年2月1日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年2月6日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	15,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	25本
3 等	5,000円	2,500本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第38号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1872回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1872回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年1月24日から
平成20年2月6日まで
- 6 抽せん日 平成20年2月8日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年2月13日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	100,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	44本
2 等	10,000,000円	2本
3 等	300,000円	90本
4 等	100,000円	450本
5 等	10,000円	4,500本
6 等	1,000円	45,000本
7 等	200円	450,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第39号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1873回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1873回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 800,000,000円
400万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成20年2月6日から
平成20年2月19日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年2月6日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	3,000,000円	8本
2 等	100,000円	120本
3 等	30,000円	1,144本
4 等	5,000円	17,200本

5 等	1,000円	117,360本
6 等	200円	400,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第40号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1874回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1874回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成20年2月7日から
平成20年2月13日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成20年2月15日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年2月20日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	2本

6	1等の前後賞	500,000円	4本
	1等の組違い賞	50,000円	48本
	2等	1,000,000円	3本
	3等	100,000円	25本
	4等	10,000円	2,500本
	5等	1,000円	25,000本
	6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第41号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1875回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1875回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 4 | 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 5 | 発 売 期 間 | 平成20年2月20日から
平成20年3月4日まで |

6 当せん金支払開始日 平成20年2月20日

7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せん 金 額	当 せん の 数
1 等	1,000,000円	7本
2 等	50,000円	84本
3 等	30,000円	112本
4 等	10,000円	1,176本
5 等	5,000円	5,880本
6 等	2,000円	91,672本
7 等	200円	350,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第42号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1876回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1876回西日本宝くじ |
| 2 | 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 | 発売総額及び通数 | 250,000,000円
10万通 25組 |

- 4 証 票 金 額 1枚 100円
 5 発 売 期 間 平成20年2月21日から
 平成20年2月27日まで
 6 抽 せ ん 日 平成20年2月29日
 7 当せん金支払開始日 平成20年3月5日
 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	15,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	2,500,000円	4本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	48本
2 等	100,000円	25本
3 等	10,000円	250本
4 等	3,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第43号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1877回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
 ・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名 称 第1877回西日本宝くじ
 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
 及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
 3 発売総額及び通数 600,000,000円
 300万通
 4 証 票 金 額 1枚 200円
 5 発 売 期 間 平成20年3月5日から
 平成20年3月18日まで
 6 当せん金支払開始日 平成20年3月5日
 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	21本
2 等	100,000円	102本
3 等	10,000円	1,779本
4 等	2,000円	55,500本
5 等	1,000円	55,500本
6 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
 (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第44号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1878回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1878回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年3月6日から
平成20年3月12日まで
- 6 抽せん日 平成20年3月14日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年3月19日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	3,000,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2等	100,000円	25本
3等	30,000円	250本
4等	5,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第45号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1879回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1879回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成20年3月19日から
平成20年3月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成20年3月19日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	300,000円	25本
2等	50,000円	2,000本
3等	500円	126,800本
4等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第46号

当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1880回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1880回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証票金額 1枚 100円
- 5 発売期間 平成20年3月20日から
平成20年3月26日まで
- 6 抽せん日 平成20年3月28日
- 7 当せん金支払開始日 平成20年4月2日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	20,000,000円	1本
1等の前後賞	5,000,000円	2本
1等の組違い賞	50,000円	24本
2等	100,000円	50本
3等	10,000円	500本
4等	5,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1881回西日本宝くじ
- 2 発売総額及び通数 900,000,000円
450万通
- 3 証票金額 1枚 200円
- 4 発売期間 平成20年4月1日から
平成20年4月15日まで
- 5 当せん金の総額 発売総額に対し 395,910,000円
- 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 発売総額に対し 81,949,455円
- 7 その他発売経費 発売総額に対し 65,970,000円
- 8 受託申請期限 平成20年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1882回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 900,000,000円
1組10万通 45組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年4月1日から
平成20年4月15日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 400,050,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 78,143,415円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 49,590,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第1883回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年4月16日から |

平成20年4月22日まで

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 125,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,631,840円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,910,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1884回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 500,000,000円
1組10万通 50組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年4月23日から
平成20年5月6日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 210,900,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 49,167,090円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 39,850,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1885回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年5月7日から
平成20年5月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 106,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,560,865円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,925,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|-------------------------|
| 1 名 称 | 第1886回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 1,000,000,000円
500万通 |

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年5月14日から
平成20年5月27日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 441,670,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 89,337,885円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 73,300,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1887回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 700,000,000円
350万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年5月28日から
平成20年6月10日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 308,028,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 63,699,804円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 51,310,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1888回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年6月7日から
平成20年6月13日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 107,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,557,715円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,925,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|-------|--------------|
| 1 名 称 | 第1889回西日本宝くじ |
|-------|--------------|

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 2 発売総額及び通数 | 300,000,000円
1組10万通 30組 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年6月18日から
平成20年6月24日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 128,950,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 29,499,645円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 23,910,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1890回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 400,000,000円
200万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成20年6月25日から
平成20年7月1日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 176,030,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 36,366,015円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 29,320,000円 |

8 受託申請期限 平成20年1月18日

西日本宝くじ事務協議会公告

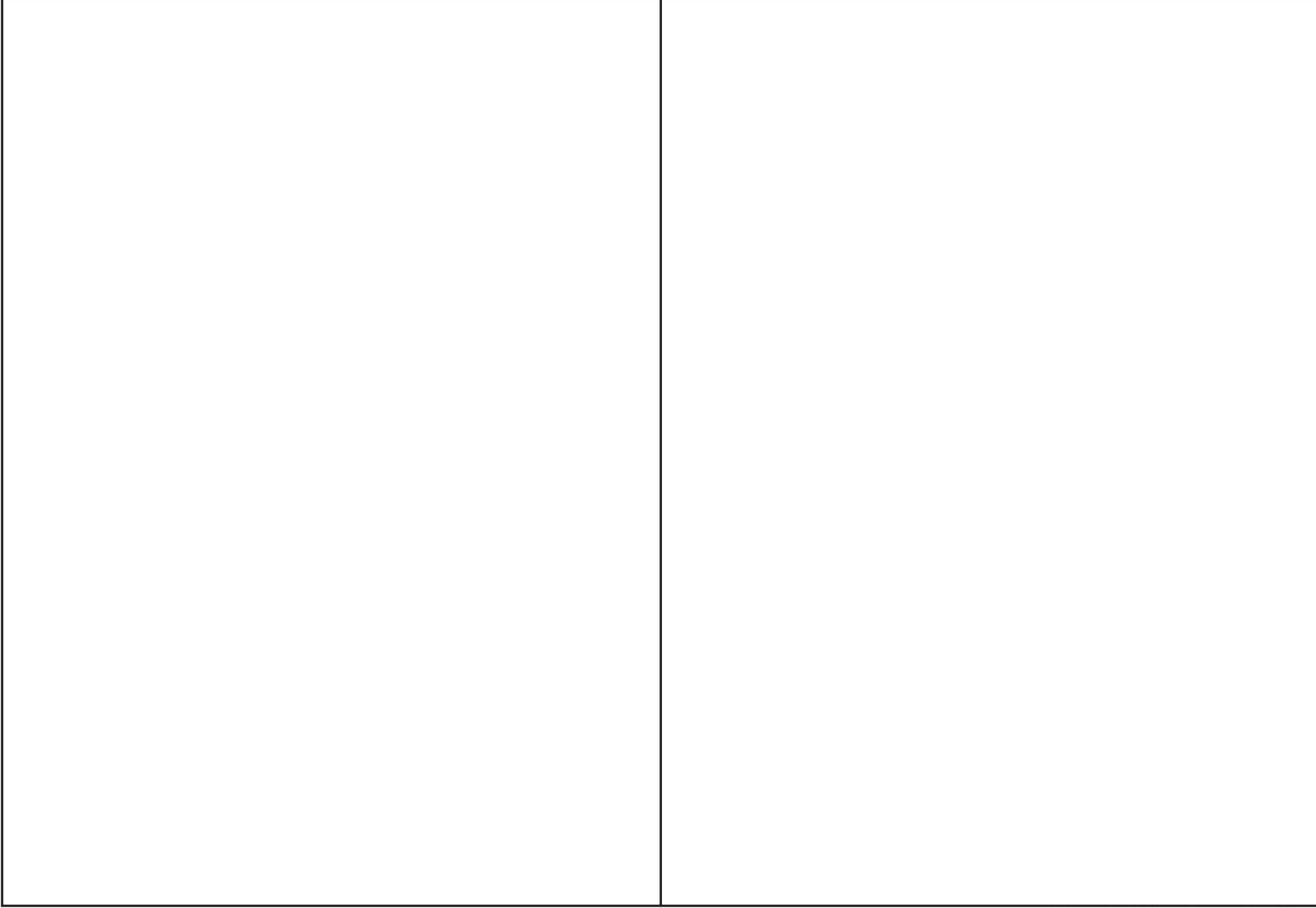
当せん金付証券の発売に関し、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年12月28日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|-----------------------------|
| 1 名 称 | 第1891回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
1組10万通 40組 |
| 3 証券金額 | 1枚 200円 |
| 4 発売期間 | 平成20年6月25日から
平成20年7月8日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 355,800,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 69,457,290円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 44,080,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成20年1月18日 |



定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）
 〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



印刷部各率100%再生紙を使用しています